

第 1 9 3 回総会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 3 年 8 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 1 9 3 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 3 年 8 月 10 日 (火) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 3 年 8 月 10 日 (火) 午後 2 時 18 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (14 人)

会長	9 番	中 村 文 男	
会長職務代理	2 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	工 藤 信 仁	3 番 赤 石 敏 文
	4 番	佐々木 一 雄	5 番 梅 内 勝 治
	7 番	山 田 憲 幸	8 番 三 浦 恵美子
	10 番	坂 本 誠 治	11 番 滝 田 信 彦
	12 番	蹴 揚 福 男	13 番 河守田 雄 一
	14 番	石 橋 薫	16 番 堀 内 重 男

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 6 番 坂 本 重 悦

6. 会議書記

事務局長	夏 堀 勝 徳
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の氏名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 16 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6 議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 7 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 16 番 堀内重雄 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
議 長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 193 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。
議 長	「あいさつ」
事務局長	本日の出席委員は 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 193 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 3 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 2 番 川守田 雄一 3 番 赤石 敏文 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。

議 長	次に、日程第４ 議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 15 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 河守田 雄一 調査員
河守田調査員	農業委員 13 番 河守田から説明いたします。 去る 8 月 2 日、高橋農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 15 号から議案第 17 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 15 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 15 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 次に、日程第 5 議案 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第 16 号について、説明いたします。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 河守田 雄一 調査員
河守田調査員	議案第 16 号について、農地法第 4 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、自己所有地に植林をし、林地として利用するため、転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 16 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町役場から南東に約 3.3 km の距離に位置し、申請地の北東側は山林、南西側は農地となっています。 事業内容として、申請地の畑に小ナラ 1,500 本を植林して林地として利用するものです。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 16 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。

議 長	よって、議案第 16 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 6 議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 17 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 河守田 雄一調査員
河守田調査員	議案第 17 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 17 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、福地・小泉地区で、南部町役場福地支所から東に約 1.2 km の距離に位置し、申請地の北側は雑種地、東側は宅地、南側は原野、西側は農地となっています。 農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。

小田原主幹	番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・高瀬地区で、南部町役場から西に約 1.6 km の距離に位置し、申請地の北東側は宅地、南西側は農地となっています。 農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 17 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 17 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 ここでは、10 番 坂本 誠治 委員が借受人となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 —— 坂本委員退席 —— (午後 2 時 15 分退席)
議 長	議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 18 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、5 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

小田原主幹	農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号１番の利用目的は畑、期間は１年７ヶ月、１０ａ当たりの賃借料は年額４,４４５円です。 番号２番の利用目的は田、期間は２年７ヶ月、１０ａ当たりの賃借料は年額５,０００円です。 番号３番の利用目的は樹園地、期間は５年４ヶ月、１０ａ当たりの賃借料は年額１０,０００円です。 番号４番の利用目的は田、期間は４年７ヶ月、１０ａ当たりの賃借料は年額５,０００円です。 番号５番の利用目的は畑、期間は９年７ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第１８号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 ここで、坂本委員の入室を求めます。 —— 坂本委員入室 ——
議 長	(午後２時１７分着席) よって、議案第１８号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第１９３回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後２時１８分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月10日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員